

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
東北保健医療専門学校	平成23年3月23日	佐藤 房郎	〒 980-0013 (住所) 宮城県仙台市青葉区花京院1-3-1 (電話) 022-745-0001																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人日本コンピュータ学園	昭和61年10月22日	持丸 寛一郎	〒 980-0013 (住所) 宮城県仙台市青葉区花京院1-3-1 (電話) 022-224-6501																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																		
医療	医療専門課程	歯科衛生科	平成30(2018)年度	-	令和4(2022)年度																		
学科の目的	本科は、多種多様な機器器材を使用した校内実習、臨床実習・臨地実習を重視したカリキュラムで医療人としての自覚を育て、患者様の気持ちに寄り添える口腔衛生のスペシャリストを養成します。																						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	歯科衛生士の仕事は、歯科診療の補助だけでなく、歯科予防処置、歯科保健指導など多岐にわたります。生活習慣病や介護を要する高齢者の増加に伴い、歯科衛生士には、予防や食べる機能を重視し、口腔と全身の関係を考慮しながら対応していくこと、あるいは多職種との連携が求められています。そのためにはさらなる専門性の高い知識・技術が必要とされており、企業等と連携した様々な講義や実習もおこなっています。																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,610 単位時間 単位	1,050 単位時間 単位	- 単位時間 単位	1,560 単位時間 単位	- 単位時間 単位	- 単位時間 単位																
	夜間																						
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																			
90人	76人	0人	0%	2%																			
就職等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卒業者数 (C) : 20 人 ■ 就職希望者数 (D) : 20 人 ■ 就職者数 (E) : 20 人 ■ 地元就職者数 (F) : 15 人 ■ 就職率 (E/D) : 100 % ■ 就職者に占める地元就職者の割合 (F/E) : 75 % ■ 卒業者に占める就職者の割合 (E/C) : 100 % ■ 進学者数 : 0 人 ■ その他 <p>(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 歯科診療所、歯科医院など 																						
第三者による学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 <p>評価団体: _____ 受審年月: _____</p> <p style="text-align: right;">評価結果を掲載したホームページURL</p>																						
当該学科のホームページURL	https://www.tmc.ac.jp/																						
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A: 単位時間による算定)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総授業時数</td> <td>2,610 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>945 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>240 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>2,610 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>945 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>240 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>0 単位時間</td> </tr> </tbody> </table>							項目	単位数	総授業時数	2,610 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	945 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	240 単位時間	うち必修授業時数	2,610 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	945 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	240 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間
項目	単位数																						
総授業時数	2,610 単位時間																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	945 単位時間																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	240 単位時間																						
うち必修授業時数	2,610 単位時間																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	945 単位時間																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	240 単位時間																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																						
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> </tbody> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計	5人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	5人		
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3人																						
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人																						
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																						
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2人																						
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																						
計	5人																						
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	5人																						

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本科の教育課程の編成は、歯科衛生について知見のある病院・施設、関係団体、学識経験者などが委員として参画する教育課程編成委員会を設置し、業界の人材の専門性に関する動向、地域産業振興の方向性、今後必要となる知識や、技術などを分析し、教育課程の改善に関する意見を交換することで、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組むことを目的とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本科では、次の過程を経て教育課程を編成、決定する。

①本科教員による現状教育課程の成果結果から、授業科目開設または授業内容・方法の改善・工夫等について検討し、開設・改善・工夫案を作成する。

②「教育課程編成委員会」(年に2回以上開催)において、上記①の開設・改善・工夫案について、専門的、実践的な見地から検討し、意見交換を行う。

③上記②の「教育課程編成委員会」の意見やアドバイスを踏まえ、開設・改善・工夫内容を本科教員総意のもとに、決定する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
笠原 紳	薬師堂歯科 院長	令和6年3月1日～令和8年2月28日(2年)	③
人見 早苗	一般社団法人 宮城県歯科衛生士会 副会長	令和6年3月1日～令和8年2月28日(2年)	①
佐藤 房郎	東北保健医療専門学校 校長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
上遠野 純子	東北保健医療専門学校 教務部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
笠原 江利子	東北保健医療専門学校 教務主任	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
加藤 美智子	東北保健医療専門学校 教員	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
佐藤 暁子	東北保健医療専門学校 教員	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
押野 まみ	東北保健医療専門学校 教員	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
渡辺 真輝	東北保健医療専門学校 教員	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

開催数:年2回 開催時期:8月、3月(予定)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年12月4日 16:45～17:45

第2回 令和7年3月13日 15:30～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

今年度「歯科衛生士養成所ガイドライン」の一部変更があった。そのため、初回の会議では、カリキュラム編成の検討を行うため、体制を整備し、校長を委員長として取りまとめていくこととする。

今年度1回目の委員会では、指定規則カリキュラム・ガイドライン、宮城県の競合校との科目数や単位数の比較表、歯科衛生学教育コアカリキュラム、これまでの委員からの意見を参考として、本校の課題を分析し、新カリキュラムを作成、提示することができた。新カリキュラムについて報告したあとで、時間数、単位、科目名などについて委員からいただいた質問やご意見を参考として、9月にカリキュラムの変更を申請する予定である。また、各臨地実習での到達目標に達するために、学内での相互実習の充実を図るべきとの意見も出された。学内実習の質向上、充実を目的として設備の充実も図る予定である。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学校において学習した歯科衛生業務を医療や保健の実践と結びつけながら理解を深め実践能力を養うために、歯科臨床と地域保健活動の場を通して歯科衛生士としての必要な知識・技能・態度を身につけることを目的とした実践的な教育を企業等と連携して行う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

①「ビジネスマナー」 社会人としての一般常識を学び、患者対応の基本を実践できるようにするため、ロールプレイングを行う。その時の基本対応と電話対応の評価を実施する。

②「臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 各学年の実習前に実習指導者会議を開催し、実習内容、学生の状況、評価方法、緊急時の対応などについて打ち合わせをする。実習中は、担当教員が適宜電話にて状況を確認するとともに、実習期間中頃には訪問をし、学生及び指導者と面談して、実習進捗状況を確認する。実習後は担当指導者が総合的に実習評価表に基づいて評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
ビジネスマナー	1. 【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	社会人として接遇マナーの重要性、表現を学ぶ。歯科衛生士としての受付対応・電話対応の基本的対応をロールプレイングを通して習得する。	株式会社 ニチイ学館
臨地実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	早期に歯科医院での見学実習を実施する。その体験を通して歯科衛生士の役割や責任を理解して、対象者・スタッフと適切な関係を構築するために基本的な態度を身につける。	西原歯科医院、くみに野さいとう歯科医院、おひさまにこにこ歯科医院、ことぶき歯科、榴ヶ岡駅前歯科医院など 全16施設
臨地実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	歯科臨床(歯科医院)と地域保健活動等の場を通して、歯科衛生士として必要な知識、技術および態度を身につける。	アーバン歯科クリニック、大手町かわた歯科、懸田歯科医院、かさばら歯科医院、高藤歯科医院など 全13施設
臨地実習Ⅲ	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	歯科臨床(歯科医院)と地域保健活動等の場を通して、歯科衛生士として必要な知識、技術および態度を身につける。	かんざき歯科医院、ささゆき歯科クリニック、歯科ニュージャパン、薬師堂歯科、東北大学病院など 全25施設
臨地実習Ⅳ	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	歯科臨床(歯科医院・病院)と地域保健活動等の場を通して、歯科衛生士として施設・診療室の管理運営を理解し、歯科衛生士業務にわたって必要な知識、技能および態度を身につける。	青葉こどもと親の歯科医院、たけうち歯科、とみざわ駅前歯科、はるみ歯科、仙台赤十字病院など 全18施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校は教員に対する研修の必要性を把握し、専攻分野の実務に関する知識や技術及び授業や生徒に対する指導方法を習得させ、教員の能力及び資質等の向上を図るものとする。学校は必要と認めるときは、他の機関や企業等と共同して、または外部の機関に委任して研修を行うものとする。これらについては、「学校法人日本コンピュータ学園教員研修規定」に定めており、この規定に基づいて研修を実施している。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	教育講演	連携企業等:	一般社団法人 日本摂食嚥下リハビリテーション学会
期間:	令和6年8月30日	対象:	医師・歯科医師・看護師・言語聴覚士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士等医療関係者
内容	First and Last and Alwaysで考える小児の摂食嚥下		
研修名:	教育講演	連携企業等:	一般社団法人 日本摂食嚥下リハビリテーション学会
期間:	令和6年8月30日	対象:	医師・歯科医師・看護師・言語聴覚士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士等医療関係者
内容	Preventative and Therapeutic Approach to Oropharyngeal Dysphagia Using Swallow Strength Training Exercises		
研修名:	教育講演	連携企業等:	一般社団法人 日本摂食嚥下リハビリテーション学会
期間:	令和6年8月30日	対象:	医師・歯科医師・看護師・言語聴覚士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士等医療関係者
内容	食形態の選択		
研修名:	教育講演	連携企業等:	一般社団法人 日本摂食嚥下リハビリテーション学会
期間:	令和6年8月30日	対象:	医師・歯科医師・看護師・言語聴覚士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士等医療関係者
内容	摂食嚥下のリハビリテーション栄養		
研修名:	予防歯科セミナー「一人一人に寄りそう歯科医療を目指して」	連携企業等:	ライオン歯科研究所
期間:	令和6年4月14日	対象:	歯科衛生士
内容	65歳以上の患者さんに診察室でできること。地域で歯科ができる口腔・栄養・リハビリテーション。		
研修名:	令和6年度第1回 仙歯学術講演会「歯科による摂食嚥下リハビリテーションの基本姿勢」	連携企業等:	仙台歯科医師会
期間:	令和6年5月18日	対象:	仙台歯科医師会会員およびスタッフ
内容	摂食嚥下リハビリテーションの基礎を理解し、実際に臨床を行うことを目的としている。		
研修名:	「認知症の人の「食」と「口腔」を支えるケアって何だろう」	連携企業等:	雪印ビーンスターク(株)
期間:	令和6年5月30日	対象:	医療関係者
内容	認知症患者の食について、口腔ケアの面から考える。		

研修名:	令和6年能登半島地震JDAT派遣活動報告会・災害歯科保健についての講演会	連携企業等:	宮城県歯科医師会
期間:	令和6年6月18日(火)	対象:	宮城県歯科医師会会員の歯科医師並びに会員診療所(病院含)関係スタッフ、各歯科関連学校教員
内容	宮城県JDATの活動報告と災害歯科支援派遣についての課題等の検証・評価について。		
研修名:	MFTベーシックセミナー「50歳からの口腔機能低下とMFT」	連携企業等:	Joyful MFT
期間:	令和6年5月2日～5月23日(木)	対象:	歯科衛生士・医療・介護従事者・栄養士など
内容	一生、自分の歯で美味しく食べるために歯科とMFTにできること		
研修名:	第19回研修会	連携企業等:	東北摂食嚥下リハビリテーション研究会
期間:	令和6年11月17日(日)	対象:	医療・介護スタッフ、学生
内容	低出生体重児の口腔機能の発達支援について。(大岡貴史先生) 嚥下機能改善のためのリハビリテーション訓練:科学的根拠と実践的アプローチ。		
研修名:	歯科衛生士 復職支援並びに離職防止事業セミナー	連携企業等:	宮城県歯科医師会
期間:	令和6年12月1日(日)10:00～12:00	対象:	歯科医師・歯科衛生士
内容	小児口腔機能発育不全症の診断と対応法について		
研修名:	令和6年度みやぎ県民大学	連携企業等:	宮城県教育委員会
期間:	令和7年1月18日(土)	対象:	宮城県民など
内容	共生社会を考える～多文化共生のやさしい日本語		
研修名:	歯科衛生士復職支援並びに離職防止事業セミナー	連携企業等:	宮城県歯科医師会
期間:	令和7年2月21日(金)19:00～20:30	対象:	歯科医師・歯科衛生士
内容	データをもとに、歯科衛生士の離職と確保を考える。		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	学生とのコミュニケーションを考える	連携企業等:	東北地区歯科衛生士教育協議会
期間:	令和6年7月26日	対象:	協議会加盟校 教員
内容	アサーティブコミュニケーションの考え方		
研修名:	第15回歯科衛生士養成校教員研修会	連携企業等:	株式会社 松風
期間:	令和6年8月19日～8月23日 Zoom配信	対象:	歯科衛生士養成校教員
内容	歯科衛生士業務が多様化している。病院歯科での歯科衛生士の役割を考える。		
(3)研修等の計画			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	1からはじめる訪問診療	連携企業等:	宮城県歯科医師会
期間:	令和7年5月22日(木)19:00～20:50	対象:	歯科医師・歯科衛生士
内容	①介護施設は口腔衛生等管理の実施が義務化について。 ②訪問診療の課題と現在診療の柱としていることについて。		
研修名:	歯科衛生士×歯科医師スキルアップセミナー2025	連携企業等:	科研製薬株式会社
期間:	令和7年 8月2日(土)	対象:	歯科医師・歯科衛生士
内容	歯周組織再生療法の術前における歯科医師と歯科衛生士の連携。		
研修名:	宮城県口腔外科研究会講演会	連携企業等:	宮城県口腔外科研究会

期間:	令和7年 9月20日(土)16:00～	対象:	歯科医師
内容	どうする?この粘膜病変。		
研修名:	令和7年度障害児親子歯磨き教室支援者研修会	連携企業等:	宮城県歯科衛生士会
期間:	令和7年10月5(日)	対象:	歯科衛生士・歯科医師
内容	教育活動の視点から考える地域の障害児(者)歯科医療。支援学校の校医としての教育活動を通した、地域での障がい児(者)歯科医療の取り組みについて。		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	「診療の補助として実施する歯科衛生士による歯科麻酔行為」に関する歯科界の動向、厚生労働省の考え方及び全国歯科衛生士教育協議会の対応 —「歯科衛生士の業務の在り方等に関する検討会」における議論を基に—	連携企業等:	東北地区歯科衛生士教育協議会
期間:	令和7年7月25日	対象:	協議会加盟校 教員
内容	厚生労働省の考え方及び全国歯科衛生士教育協議会の対応について。歯科衛生学における浸潤麻酔教育カリキュラムの検討。カリキュラム作成のための研究が開始された。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本校は企業・業界団体等と連携し、学校自己評価結果を学校関係者評価委員会にて評価頂くことで、関係者と組織的・継続的な教育活動等の改善に関わる意見を交換することを目的として、学校関係者評価委員会を設置している。
 なお、評価にあたっては教員の自己評価、学生アンケートなども踏まえ、学校自己評価を行っている。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目的	a. 理念・目的・育成人材像は定められているか b. 学校における職業教育の特色を示しているか c. 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか d. 理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか e. 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2)学校運営	a. 目的等に沿った運営方針が策定されているか b. 事業計画に沿った運営方針が策定されているか c. 運営組織や意思決定機能は、明確化され、有効に機能しているか d. 人事、給与に関する制度は整備されているか e. 各部門の組織整備など意思決定システムは整備されているか f. 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか g. 教育活動に関する情報公開が適切になされているか h. 情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	a. 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されている b. 教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか c. 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか d. キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか e. 関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか f. 関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか g. 企業や専門家の意見、評価を受け、より実践的な能力を修得する機会が整備されているか h. 授業評価の実施・評価体制はあるか i. 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか j. 資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか k. 必要な場合は業界と連携して、人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか l. 関連分野における先端的な知識・技能等の修得や指導力の育成など、教員の資質向上のために研修等の取組が行われているか m. 職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4)学修成果	a. 就職率の向上が図られているか b. 資格取得率の向上が図られているか c. 退学率の低減が図られているか d. 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか e. 卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5)学生支援	a. 進路・就職に関する支援体制は整備されているか b. 学生相談に関する体制は整備されているか c. 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか d. 学生の健康管理を担う組織体制はあるか e. 課外活動に対する支援体制は整備されているか f. 学生の生活環境への支援は行われているか g. 保護者と適切に連携しているか h. 卒業生への支援体制はあるか i. 社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか j. 高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6)教育環境	a. 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか b. 学内外の実習施設、インターンシップについて十分な教育体制を整備しているか c. 学生が自主的に学習するための環境が整備されているか d. 防災、防犯に対する安全管理体制は整備されているか

(7) 学生の受入れ募集	a. 学生募集活動は、適正に行われているか b. 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか c. 学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	a. 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか b. 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか c. 財務について会計監査が適正に行われているか
(9) 法令等の遵守	a. 法令、専修学校設置基準等の遵守と適性な運営がなされているか b. 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか c. 自己評価の実施と問題点の改善に努めているか d. 自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	a. 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか b. 生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか c. 地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	a. 留学生の受け入れについて戦略を持って国際交流を行っているか b. 受入れ・派遣・在席管理等において適切な手続き等がとられているか c. 学習成果が評価される取組を行っているか d. 学内で適切な体制が整備されているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者の期待・要望・意見を踏まえ、以下に主な活用状況を報告する。(情報公開:令和6年度学校関係者評価)
本校は、平成23年に開校依頼、病院・施設・地域との連携を強化し、職業実践的な教育を通じて、業界の最前線で活躍できる医療・介護福祉従事者の育成を目指している。業界のニーズに基づき、学科編成や教育内容の見直しを継続的に行いながら運営している。組織横断的なワーキングチームやBCP委員会を設置し、迅速な意志決定が可能な体制を整備。問題点や課題の解決に向けて、改善に努めている。

令和6年度の教育重点施策として以下の4項目に取り組んだ。①入学者の学力に対する組織的支援の強化②アクティブラーニングの推進③地域に根ざした臨床実習施設の新規開拓と連携強化④系統だった国試対策。①および②について、各学科において必要とされる基礎学力強化のため、入学前学習支援を実施。その成果をもとに、学生個々の入学後の学習支援へとつなげる仕組みを構築した。また学校全体として課題を把握するため、授業アンケートや教員の自己評価を実施した。③に関しては、教育環境整備の中でも特に実習地の確保が課題となっており、学校側のみでは解決が困難な場合も多い。関係団体と連携し、実習受け入れに関する文書を県内の医療機関に送付するなど、具体的な対策を講じるべきとの意見が寄せられた。④については、国家資格や各種検定の合格に向けた履修内容を可能な限り検討し、対策を立て推進した。令和6年度の国家試験合格率は、理学療法科86.8%(前年82.1%)、作業療法科90.9%(前年93.7%)、介護福祉科100%(前年100%)、歯科衛生科90%(前年92%)。ほぼ令和5年度と同様の結果となった。1年次の専門基礎領域の知識定着も含め、各学年における到達目標を設定し、組織的対応を強化。各科ともカリキュラムの見直しを行った。理学療法科・作業療法科については、令和7年度入学生より適用するカリキュラム変更を実施。歯科衛生科については、令和8年度入学生より適応予定で、変更申請を行う予定である。

学生募集に関しては、担当部署と情報共有を図り、教育成果を正確に伝えるよう務めた。令和6年度は進路決定を目指す年代(中学生や高校1・2年生)に対し、職業理解を目的とした「学校訪問」や「体験実習」の機会を増加させ、幅広い年代への広報活動を積極的に展開した。これは、地域貢献・社会貢献を担う学校の役割としても重要であると認識している。また、国の政策である介護人材の確保に向けて、姉妹校である仙台国際日本語学校や留学生支援室と連携し、留学生の受け入れ体制の整備を進めた。ミャンマーからの留学生に対しては、日本語教育の提供に加え、アルバイトの斡旋や卒業後の就職先との連携強化を図った。令和7年度には5名の留学生が入学する。このような取り組みは、多様性への理解を深め、様々な価値観に配慮する重要性を学ぶ貴重な機会となる。介護福祉科での実践は、他学科にも積極的に推奨して行きたい。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
菊田 正信	学校法人日本コンピュータ学園 卒業生	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	卒業生
渡邊 好孝	医療法人社団光友会 介護老人保健施設 アルパイン川崎 地域包括ケア推進部 部長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	企業等委員
渡部 達也	株式会社わがケア 代表取締役	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	企業等委員
三浦 陽平	独立行政法人国立病院機構 宮城病院 作業療法士	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.tmc.ac.jp/>

公表時期: 令和7年7月

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本学園は、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育の質の向上をおよび学校運営の改善を図ることを目的に、学校評価結果(自己評価、学校関係者評価)および財務状況を公開している。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の概要、沿革、教育理念、人材育成像、学校の特色、事業計画(事業への取組み、教育の重点分野)
(2)各学科等の教育	学科構成、職業実践専門課程の基本情報
(3)教職員	教職員数、教員組織・担当科目
(4)キャリア教育・実践的職業教育	各種認定、就職指導、就職支援プログラム
(5)様々な教育活動・教育環境	校舎概要、主な施設・設備の特色、主な実習施設、その他の施設・設備
(6)学生の生活支援	学生の生活支援体制(学生支援体制、学生寮)
(7)学生納付金・修学支援	入学案内(学費納入、奨学金制度、特待生制度、高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構奨学金制度)
(8)学校の財務	財務情報(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書)
(9)学校評価	学校自己評価・学校関係者評価
(10)国際連携の状況	国際交流
(11)その他	高等教育の修学支援新制度(実務経験のある教員等による授業科目、授業計画(シラバス)、成績評価、成績分布、卒業認定方針、学外理事名簿、学校評価、財務諸表等)

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://www.tmc.ac.jp/report/>

公表時期: 令和7年7月

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生科) 令和7年度															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		生物学	生体の構造を知るために、細胞の構造、働きおよび生命現象に関する基本的知識を習得する。	1・通	30	2	○			○			○	
2	○		化学	歯科医療の現場で患者さんの健康づくりに一助する歯科衛生士として、日常の現象を科学的に捉えて理解する習慣を身につけ、履修しなければならない専門科目や歯科医療で取扱う様々な歯科材料及び試薬等を基本から理解するために必要な化学の基礎知識を習得することを目指す。	1・前	15	1	○			○			○	
3	○		心理学	人が自然と持ちやすい心理的な傾向を知ること、日常生活に役立てることを目指す。	3・前	15	1	○			○			○	
4	○		生命倫理学	人間観（人間とは何か？）、人生観（何のために生きるか？）、死生観（死んだらどうなるのか？）といった倫理の基礎となる知識を身につける。	1・前	15	1	○			○			○	
5	○		コミュニケーション学 (カウンセリング含む)	相手との双方向のコミュニケーションを図り、信頼関係を構築する。チームコミュニケーション力を身につけ、チームの一員として仕事を進めることができる。	1・通	30	2	○	△		○			○	
6	○		人間発達学	人間の発達を理解することが、なぜ必要なのか？必要性を認識し、歯科衛生士の役割を認識し、適切に対応するための知識の整理・蓄積をしておく。	1・後	15	1	○			○			○	
7	○		英語	英文法の基礎知識の習得	1・前	15	1	○			○			○	
8	○		歯科英語	1年：日常臨床で使用される歯科英語を理解し、実際に使用できるようにする。 2年：日常臨床で使用される歯科英語を理解した上で、実際のコミュニケーションにおいて有用となるスキルを獲得する。	1後・2前	30	2	○			○			○	
9	○		解剖学	人体を構成する器官を形態、構造、機能及び器官相互の位置関係について学び説明できる。	1・前	30	2	○			○		○		
10	○		組織・発生学	人体を構成する最小の基本単位である細胞の構造とその集団が一定の配列や形態をとってできた組織の構造と機能について学び、さらに人体と口腔の発生過程についても学び説明できる。	1・前	15	1	○			○		○		
11	○		生理学	様々な生理機能と関連して、歯科衛生士として歯科医学を利用する上で必要な知識を身につけるだけでなく、顎口腔領域の専門家として、患者さんに対して説明できるレベルまで理解を深めることを目的とする。	1・前	30	2	○			○			○	

12	○		歯の解剖学 (スケッチ含む)	永久歯および乳歯の形態、表面構造、機能と歯種の鑑別について学び説明できる。	1・後	30	2	○	△		○		○	○	
13	○		口腔解剖学	口腔とは消化管の始まりの部分で、食物摂取、咀嚼、嚥下などの一連の役割がある。それらの機能を営むために、歯、歯周歯、歯周組織、舌、唾液腺を備えている。本科目では、歯・口腔及びその周囲組織の構造・機能に関する理解を深める。口腔解剖学の概要を学び、口腔の解剖について理解し、口腔を解剖学的側面から説明できる。	1・通	15	1	○			○		○		
14	○		口腔組織学	口腔とは消化管の始まりの部分で、食物摂取、咀嚼、嚥下などの一連の役割がある。それらの機能を営むために、歯、歯周歯、歯周組織、舌、唾液腺を備えている。本科目では、歯・口腔及びその周囲組織の構造・機能に関する理解を深める。口腔組織発生学の概要を学び、歯と歯周組織の発生について理解し、それを説明できる。	1・前	15	1	○			○		○		
15	○		口腔生理学	味覚をはじめとした口腔内の感覚、摂食運動と関連して筋収縮や運動制御、摂食嚥下の後の生体で行われる消化・吸収や排泄、さらに口腔が重要な役割を果たしている発声について学ぶ。	1・通	15	1	○			○			○	
16	○		生化学・ 口腔生化学	人体（口腔）における生命現象を分子レベルの化学反応から理解するために、人体（口腔）における物質の代謝と機能に関する基本的知識を習得する。	1・後	15	1	○			○			○	
17	○		基礎歯科医学特論	必要な基本的歯科医学の知識と歯科の主要な疾患を理解する。歯科衛生士として臨床にこなげるための知識や技術の習得を確実にする。	3・通	60	4	○			○			○	
18	○		微生物学・ 口腔微生物学	微生物学では病原微生物の生態、微生物-宿主関係ならびに感染症を理解し、免疫学では病原微生物に対する免疫応答を理解する。	1・通	30	2	○			○			○	
19	○		薬理学・ 歯科薬理学	医薬品の薬理作用を理解し、薬物を安全かつ効率的に取り扱える基本的知識を習得する。	1・後	30	2	○			○			○	
20	○		病理・ 口腔病理	病理学は病気の原因と病気によって起きる変化について明らかにする学問である。口腔疾患における診断・治療・予防に必須な病理学的知識を習得を目標とする。	1・前	30	2	○			○			○	
21	○		衛生学・ 公衆衛生学	公衆衛生学は、この地域に暮らしている皆の健康を目指す学問である。人類が蓄積してきた健康に関わる科学的成果を、疫学、保健統計学、主要疾患の概要と対策などに分けて学ぶ。そして国・行政と住民が一体となってどうすればみんなの健康を守るかを学ぶ。	1・前	30	2	○			○			○	
22	○		衛生統計学	個人及び集団の歯・口腔の健康と予防プログラムを構築するために、関連する保健情報を把握し、衛生統計の手法を習得する。	1・前	30	2	○			○			○	
23	○		口腔衛生学	口という臓器が人間に果たす役割を理解した上での口腔の健康維持を如何に住民・患者と共に取り組むかを考え、実践する能力を目指す。	1・後	30	2	○			○			○	

24	○		衛生行政・社会福祉学	法律・制度等の基本的枠組みと、歯科衛生業務を行う上で必要な諸法規を学ぶことを通して、日本の保健・医療・福祉制度と医療法規の理解をする。	3・前	15	1	○		○		○	○
25	○		歯科衛生士概論	歯科衛生業務の考え方や行動を理解し、歯科衛生士としての基本的な態度を身につける。多様な科目において知識・技術を取得する態度及び倫理的思考法の基礎を習得する。	1・通	30	2	○		○		○	
26	○		歯科臨床概論	歯科診療全般について概要を説明する。歯科医療従事者の種類とかかわりの程度を理解する。	1・前	15	1	○		○			○
27	○		歯周療法学	高齢社会の我が国では、歯周病罹患者のケアによる口腔の健康的機能維持が医学的、社会的に極めて重要である。歯科衛生士には国民のニーズを的確に捉え、その治療と予防に積極的に関わる使命がある。その実践に不可欠な歯周疾患の病態と、その予防、治療に関する基礎知識、治療手技および介助技術を履修する。	2・通	30	2	○		○			○
28	○		歯内療法学	歯髄・根尖歯周組織の治療法である歯内治療の基本的な知識・技術を理解する。	1・後	15	1	○		○			○
29	○		保存修復学	歯の硬組織疾患の種類とその病態の把握と各種検査法、診断と処理方法、修復に必要な前準備等の総括的事項の習得と、コンポジットレジン修復、ガラスイオノマーセメント修復、インレー修復、ベニア修復等の理論及び術式について学び、保存修復における歯科衛生士の役割を学ぶ。	1・後	15	1	○		○			○
30	○		歯科補綴学	歯科補綴処置の目的とその治療方法を講義する。	1・後	15	1	○		○			○
31	○		口腔外科学	口腔外科学の観点を理解し基礎となる知識を習得する。	1・後	15	1	○		○			○
32	○		小児歯科学	小児歯科の特徴と小児歯科診療の目的を理解する。	1・後	15	1	○		○			○
33	○		歯科矯正学	歯科矯正学の観点を理解し、作業療法の基礎となる知識を習得する。	1・後	15	1	○		○			○
34	○		障がい者・高齢者歯科	障害のある人と疾病を持つ高齢者のQOLを高める歯科的援助を行うために、障害のある人と高齢者の全身・精神・行動・顎口腔の特徴と、これらの人々に対する歯科医療の機能と役割を理解する。	2・通	15	1	○		○			○
35	○		歯科放射線学	歯科衛生士に必要なエックス線診断の基礎を学び、基本的な病態診断の技術を習得するとともに、放射線の生理的影響やエックス線の性質、撮影法について理解を深める。	2・通	15	1	○	△	○			○
36	○		臨床歯科医学特論	様々なライフステージの対象を理解するために必要な基本的な病態診断の技術を習得するとともに、放射線の生理的影響やエックス線の性質、撮影法について理解を深める。	3・通	60	4	○		○			○

37	○		歯科予防処置 I-1	歯科予防処置（う蝕と歯周病、フッ化物の応用など）について専門的な知識・技術・態度を習得する。	1・前	30	2	○	△	△	○		○	○	
38	○		歯科予防処置 I-2	う蝕を予防し人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために、専門的な知識・技術・態度を習得する。	1・後	60	2	△		○	○		○	○	
39	○		歯科予防処置 II	人々のライフステージを通じた健康な口腔機能の維持・増進を支援するために専門的な歯周治療に関する知識・技術・態度を習得する。	2・通	120	4	△	△	○	○		○	○	
40	○		歯科予防処置 III-1	口腔健康管理に必要な知識を総合的に学び、臨床へ応用できる実践力を身につける。	3・前	30	2	○	△	△	○		○	○	
41	○		歯科予防処置 III-2	口腔健康管理に必要な知識を総合的に学び、臨床へ応用できる実践力を身につける。	3・後	30	1	△	△	○	○		○	○	
42	○		歯科保健指導 I	健康と疾病の概念を理解し人々の歯・口腔の健康を維持・増進するためにプロフェッショナルケア・セルフケア・コミュニケーションケアの基本となる知識・技術・態度を習得する。	1・通	45	3	○	△		○		○		
43	○		歯科保健指導 II	歯科保健指導において対象者の健康を保つためのセルフケアに必要な口腔清掃用具の種類と使用目的について学ぶ。	1後・2通	60	2	△	△	○	○		○		
44	○		歯科保健指導 III-1	歯科保健指導において、対象者の健康を保つために必要な口腔清掃方法指導を実施するための技術および態度を習得する。	3・通	30	2	○	△	△	○		○		
45	○		歯科保健指導 III-2	歯科保健指導において、対象者の健康を保つために必要な口腔清掃方法指導を実施するための技術および態度を習得する。	3・通	30	1	△	△	○	○		○		
46	○		栄養学	人の一生におけるライフステージ別の特性を把握し適切な栄養管理を理解する。	2・後	15	1	○			○		○		
47	○		歯科診療補助 I	歯科診療補助業務の基礎知識と技術を学び身につける。歯科材料、機器の種類、使用目的、用途や特性について理解し実施する。	1・通	60	4	○	△	△	○		○	○	
48	○		歯科診療補助 II	歯科診療補助行為に関する知識と基本的技術を習得し臨床現場で十分対応できるように治療内容に応じた歯科診療の補助に対応できる応用力を身につける。	2・通	120	4	△	△	○	○		○	○	
49	○		歯科診療補助 III-1	歯科臨床との関連について考えることができるようになる。治療に必要な知識を習得し治療の準備、術中の介補、術後の管理が適切にできる。患者の状態状況に応じた対応ができる。	3・通	30	2	○	△	△	○		○	○	
50	○		歯科診療補助 III-2	歯科臨床との関連について考えることができるようになる。歯科における審美とその重要性を理解する。審美歯科治療の種類や方法、カウンセリングを学び、ホワイトニング法を習得する。	3・通	30	1	△	△	○	○		○	○	
51	○		臨床検査法	歯科衛生士としての患者の全身状態を把握するため、基本的な臨床検査法を学ぶ。	2・前	15	1	○		△	○		○		

52	○		感染予防学	歯科診療を補助する時に必要な専門性を要求される感染予防の基礎的知識、技術および態度を修得する。	1・前	15	1	○		○		○						
53	○		臨地実習Ⅰ (臨床実習を含む)	早期に歯科医院での見学実習を実施する。その体験を通して歯科衛生士の役割や責任を受け入れ、対象者・スタッフと適切な関係を構築するために基本的な態度を身につける。	1・後	45	1			○		○						○ ○
54	○		臨地実習Ⅱ (臨床実習を含む)	歯科臨床(歯科医院)と地域保健活動等の場を通して、歯科衛生士として必要な知識、技術および態度を身につける。	2・前	180	4			○		○						○ ○
55	○		臨地実習Ⅲ (臨床実習を含む)	歯科臨床(歯科医院)と地域保健活動等の場を通して、歯科衛生士として必要な知識、技術および態度を身につける。	2・後	270	6			○		○						○ ○
56	○		臨地実習Ⅳ (臨床実習を含む)	歯科臨床(歯科医院・病院)地域保健活動等の場を通して、歯科衛生士として施設・診療室の管理運営を理解し、歯科衛生士業務にわたって必要な知識、技能および態度を身につける。	3・通	450	10			○		○						○ ○
57		○	医療事務 (歯科)	円滑な歯科医院業務に貢献できるよう、社会保険制度の仕組み及び保険請求に関する基礎知識を習得する。	3・前	30	2	○	△	△	○							○
58		○	介護技術	歯科診療補助において対象の疾患や障害の特徴を理解し適切に動作介助が行える。	2・後	15	1	○	△	△	○							○
59		○	情報処理	パソコンを利用し日常業務の問題解決の手法を修得する。パソコンの基本的な操作を通じ情報リテラシーの能力を高める。	1・後	15	1	○	△	○	○							○
60		○	救急法 (麻酔・心電図を含む)	全身麻酔法、局所麻酔法および精神鎮静法に必要な基礎知識を習得する。歯科治療中の全身管理学と偶発症発生時の対応について学ぶ。救急処置に必要な知識と技術を習得する。	2・前	15	1	○	△	△	○							○
61		○	ビジネスマナー	社会人として接遇マナーの重要性、表現を学ぶ。歯科衛生士としての受付対応・電話対応の基本的対応をロールプレイングを通して習得する。	2・後	15	1	○	△	△	○							○ ○
62		○	看護概論 (摂食・嚥下指導を含む)	歯科診療補助における患者の特性に応じた援助方法を取得する。	2・後	15	1	○	△		○							○
合計						62	科目	2610 単位時間(117単位)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：卒業までに履修する授業時数は3年間で2,400単位時間以上であること。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：全科目を履修し、全科目の評定が「C」（60点以上）であること。		1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

